



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3765号 2017.7.10 発行

財政力格差 返礼品競争に矮小化したふるさと納税

毎日新聞 2017年7月10日

京都府亀岡市のふるさと納税返礼品の説明を聞く買い物客＝京都市下京区の京都高島屋で2016年7月27日
高齢社会対応の自治体財政の在り方が置き去り



寄付集めのための自治体間の返礼品競争が過剰になっているとして、総務省が返礼品の額と品目の抑制を求めている。寄付額が減ったり、地場産業に影響が出るとして、これに反発する自治体がある一方、単なる弥縫（びほう）策に過ぎないという批判も出ている。返礼品の額と品目という矮小化された論点にとどまり、自治体間の財政力格差の是正、さらに、高齢化社会に対応するために必要な地方の財政の在り方という抜本的な問題に目をそらす形になっているからだ。

ふるさと納税の額は2008年度で81億円だった。それが16年度には3000億円規模に膨らんでいる。都会に出てきた人たちが、お世話になった故郷へ恩返しができるようにしよう、というのがふるさと納税制度が導入された際の趣旨だが、実態は、返礼品目当てで故郷とは関係のない自治体への寄付が、約7割を占めているという。

その結果、東京23区や横浜、名古屋、大阪などの地方出身者が集まっている大都市の税収が減るだけではなく、北海道や東北、九州などの自治体でも減収となるどころが生じている。

自分の住んでいるところ以外の自治体へ寄付すると、2000円を除く額が所得税と地方税から控除される。そのうえ寄付した自治体から豪華な返礼品が送られてくるところから、2000円で豪華商品がもらえる仕組みにふるさと納税は変質している。

地方創生に資するような制度発足時に期待されていた効果も、もともと怪しい。里山の復興など魅力的なプロジェクトを自治体間で競い、それが評価されれば寄付の額も膨らむ。そんな効果も期待されていたようだ。しかし、税収が減った分については、4分の3を地方交付税交付金で国が埋め合わせることになっている。例外は、地方交付税の不交付団体で、国の補てんの対象外となるため、減収分が丸々負担となる。減収について強い不満が出ているのは、東京都内の特別区などに限られているのはそのためだ。

地域の産品を返礼品として送ることが地場産業の振興につながる面はあるとしても、「お世話になった故郷への感謝」という看板文句とは違い、寄付制度をアレンジした新たなバラマキと言われても仕方がないというのが、ふるさと納税制度の現状だろう。

とはいえ、納税者が税を納めるところを自ら選択できるということを含め、財政的に余

裕がある都会から、高齢化で疲弊している地方に財源が移るようになるには、何らかの工夫が必要だというのは、誰しも理解できるところだろう。そのため、ふるさと納税制度が注目された。しかし、それは現行の法制上、地方間の財政力を調整する仕組みが導入し難いという事情が背景にあるからでもあった。

課税には、担税能力に応じて負担をする応能課税と、行政サービスの受益に応じて負担する応益課税がある。地方税は、所属する自治体が提供する学校や警察、消防といった行政サービスに対する対価として負担するという意味で応益課税の性格が強い。一方、国税の所得税や相続税などは、所得や遺産の額など負担能力に準拠した応能課税の考え方がベースとなっている。

応益課税で徴収する地方税収の一部を、他の自治体へ回して使うというのは、応益課税の原則からはずれ、地方自治の本旨からもはずれてしまうため、現行の法体系の中では導入が難しいようだ。そのため、応能課税で集めた国税収入を、国庫支出金や地方交付税交付金という形で配分し、自治体間の財政力格差を是正しようという現在の仕組みに至っている。

その壁を越えるため、寄付税制を絡めることにより、納税者が納税先を選択できるようになれば、応益課税制度の枠組みを維持しつつ、自治体間での税収移動ができるようになる。税制度の面からみたふるさと納税制度の性格はこういうことになるのだろう。

しかし、返礼品競争は、自治体の負担増という形で、財政力格差是正の効果をそぐことになり、納税者と故郷とのきずなが強化されるわけでもない。2000円の負担で、それを大きく上回る価値の商品が入手できるというお得な買い物の手段となっており、納税額が多い高所得者に有利なバラマキ的施策となってしまった。

自治体間の財政力格差の主たる要因は、地方税の法人事業税と法人住民税の地域間格差が大きいことだ。一方、地方消費税は、自治体ごとの小売額、人口、従業員数などの指標をもとに客観的な配分が行われているという。その配分方式を法人事業税と法人住民税にも適用するという考え方もあるだろう。

また、地方財政の最大の問題は、少子高齢化に伴い医療や介護などの社会保障制度を維持するための経費が膨らみ、民生費の比率が突出して伸びて、教育費や土木費を圧迫していることだろう。民生費は児童、高齢者、障害者のための福祉施設の整備や運営、生活保護の実施に関する経費を賄っている。

50年には自治体の経費の半分を民生費が占めるようになるという試算もある。国の財政状態が危機的状況にあることを考えると、今後の民生費の膨張を、国からの支援で賄えるとは考えにくい。

日本の社会保障制度は、負担と給付が分離されているところに大きな問題があるとされる。負担は少なく、給付は多くということになりがちで、財政赤字は膨らむことになる。

負担と給付をリンクさせるには、負担について住民が納得できる範囲で行政サービスの水準を選択するようにするという工夫が必要だろう。新たな福祉サービスを導入する場合、その負担を住民が納得できるのか。住民の負担感が大きい場合には、何を削るのかを、自治体が独自に判断するようにしないと、負担と給付は分離したままだ。

ふるさと納税制度の見直しでは、返礼品の額と品目が焦点となっている。しかし、ふるさと納税では、自治体間の財政力格差の是正や持続可能な地方財政のあり方にはつながらないことは明らかだ。小手先の調整ではなく、国と地方の財政の在り方について、抜本的な改革論議が必要だ。

「派遣」の社会保険適正加入 促進へ指導監督強化 大阪日日新聞 2017年7月10日

大阪労働局は派遣労働者の社会保険適正加入を促進するため、派遣元への指導監督を強化している。一部の事業者が派遣料金を低く抑えるために未加入にしているケースがあるため、非正規労働者の処遇改善を目指す働き方改革の一環。2016年度は前年度比3

倍の文書指導を実施し、本年度はさらに目を光らせていくという。



派遣制度の適正運営を図る大阪労働局の担当部署＝大阪市中央区

社会保険未加入の文書指導については、15年度が5件だったが、16年度は年度半ばから取り組みを強化し15件に達した。働き方改革の具体的な施策を検討する中、「社会保険に加入させてくれない」といった派遣労働者の訴えが寄せられた点などを踏まえた。

このうち1件は、健康保険と厚生年金保険の加入手続きを行っていなかったため、適正な加入をするよう文書で警告。それでも改善が見られなかったため、年度末には、再発防止策を講じさせるために1カ月間の事業停止命令を出した。すぐに対応しなかった理由は「派遣料金を抑制しなかったため」という。

本年度は、派遣制度に関する指導監督方針で、労働保険・社会保険の適正加入を柱の一つに掲げた。同局によると、全国的に見てもめずらしい試みだという。

派遣労働者を正規社員と同様の待遇にする均衡待遇の推進とともに取り組み、非正規労働者の処遇改善につなげたい考えだ。

派遣先に対しても労働者派遣法の内容を理解してもらうためのセミナーを実施し、社会保険未加入の派遣労働者を受け入れない点などを啓発していくという。

大阪労働局需給調整事業第2課の玉野裕子係長は「適正に事業を運営している派遣事業者が、適正料金で労働者派遣を行えるフェアな市場をつくるのが重要。非正規雇用が多い派遣労働者の処遇改善を図っていく上での土台になる」と指摘している。

病院参加半数超に 県医療情報共有システム

河北新報 2017年7月10日

医療機関や福祉施設を情報通信技術（ICT）で結ぶ「みやぎ医療福祉情報ネットワークシステム」が、導入5年目を迎えた。治療経験や投薬などの患者情報を共有し、災害時の医療提供に備える。県内にある病院の半数超がシステムに参加するなど、現場での活用が進んでいる。

システムは県や医師会、東北大病院などで構成する協議会が2013年6月に運用を開始。東日本大震災の津波で医療機関からカルテが流失した教訓を踏まえ、病院や診療所とデータ共有・活用を進めてきた。

共通のサーバーに保存する診療情報は採血や投薬、治療履歴などの項目。6月9日現在で延べ約7091万人分の診療データをバックアップし、うち共有に同意した患者は約3万4800人に上る。

仙台圏の大病院と地域の中核病院や診療所をつなぐことで、医療過疎地域でも専門的な診断を受けられる環境整備を目指しており、医師の不足や地域偏在の解消にも役立てる方針だ。

施設別参加率は病院が51.8%に達した一方、保険薬局20.8%、診療所13.3%、介護事業所は6.2%にとどまり、システムを維持管理する経費負担が課題とされる。協議会は、患者の画像や専門分野別データを提供するなど充実を図り、参加を呼び掛ける。

協議会理事の中山雅晴東北大学院教授は「大規模災害は今後も予想され、再び患者に適切な医療を提供できない事態を招いてはならない。共有情報の精度を上げ、信頼されるシステムを構築したい」と話す。

外国人市民がボッチャ体験 千葉市で懇談会、交流深める 産経新聞 2017年7月10日

千葉市に住む外国人市民同士の交流や、市の取り組みに関心を持ってもらおうと、市国

際交流課は9日、平成29年度外国人市民懇談会を開いた。市のホームページなどから申し込んだ約20人が参加。パラリンピック種目のボッチャを楽しむなどして交流を深めた。

同課によると、懇談会は昭和62年度から毎年開催。今回は2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて、障害者スポーツを外国人市民にも体験してもらおうと企画された。参加者の出身国は中国やマレーシア、キューバ、イランなどで、職業も学生、会社員、主婦などさまざま。居住歴も1年以内から10年超と幅広かった。

参加者は最初に自己紹介などをしてから、ボッチャを体験。障害者スポーツを外国人市民も楽しむための意見交換なども行った。

イラン出身の主婦、有村サリーさん(39)は、「ボッチャは初体験だったが非常に面白く、とても良かった」と笑顔で話した。

低所得者の自己負担 1割→ゼロ 改正法施行の来年4月から 公明が主張

公明党障がい者福祉委員長 高木美智代 衆院議員

公明新聞：2017年7月10日

問い

生活介護などの障がい福祉サービスを受けていた人が65歳になり、介護保険を利用するようになって発生していた自己負担が、来年4月から軽減されると聞きました。どのような内容ですか。(福岡市 T・F)

65歳を超えた高齢障がい者は、市町村が介護保険の利用により必要なサービスを受けられると判断した場合、障がい福祉サービスよりも介護保険サービスを優先して利用することになっています。

いずれの制度も、サービスに要した費用の原則1割(介護保険は一定の収入があれば2割)を負担することになっていますが、障がい福祉サービスでは低所得者の場合、無料で利用できるため、介護保険への移行により自己負担が新たに生じてしまう課題がありました。

介護保険における低所得者の自己負担限度額

額は、世帯全員が市町村民税非課税の場合、1万5000～2万4600円。同一世帯に課税者がいる場合は3万7200円(今年8月から4万4400円)になります。

このような事態を解消するため、公明党が強く主張し、昨年5月、障害者総合支援法を改正。改正法が施行される2018年4月から軽減措置が導入されることになりました。

具体的には、障がい福祉サービスを長期にわたり利用していた一定の高齢者を、障がい福祉制度の「高額障害福祉サービス等給付費」の支給対象者とし、相当する介護保険サービスについて負担を軽減する仕組みを設けます。

要件は今後決めますが、「65歳に達する日まで5年間にわたり、居宅介護や重度訪問介護、生活介護、短期入所の障がい福祉サービスの支給決定を受けていた」「生活保護受給または市町村民税非課税の低所得世帯」「必要とされる支援の程度を示す障害支援区分が2以上」などの予定。

これにより、障がい福祉サービスを自己負担ゼロで利用していた人のうち、要件を満たす場合は、介護保険サービスでもゼロになります。なお、今回の改正により要件を満たさない人の負担が従来より増えることはありません。

介護保険を利用する高齢障がい者の自己負担を軽減		
現行の負担限度額		負担軽減措置の導入
障がい福祉	介護保険	
低所得	0円	1万5000円～2万4600円
生活保護	0円	実質負担ゼロ

2018年4月から	
障がい福祉+介護保険	相当する介護保険
0円	負担をゼロに
0円	サービス

※介護保険移行後も、必要な障がい福祉サービスの利用が可能

人手不足深刻…介護労働のハードル下げるため、全国共通の入門研修制度創設へ

読売新聞 2017年7月10日

介護現場の深刻な人手不足を補うため、厚生労働省は、介護の経験がない人を対象にした全国共通の入門研修制度を創設する方針を決めた。

一部の自治体で独自の研修を実施しているが、内容にばらつきがあり、統一した制度を求める声が出ていたことに対応した。定年後の高齢者や子育てが一段落した女性など幅広く人材を集める。8月中に社会保障審議会の専門委員会に制度案を示し、2018年度の導入を目指す。

介護の現場では約183万人（15年度）が働いている。専門性が高い順に、国家資格の介護福祉士、実務者研修、初任者研修の修了者のほか、施設では資格や研修なしで働いている人もいる。

入門研修は、初任者研修と無資格者の間に位置づけられ、初任者研修（130時間）よりも短い30～40時間程度を検討している。介護保険の概要、着替えやトイレへの移動の介助、緊急時の対応など、介護に関する最低限の知識と技術を学ぶ。試験はない。

修了者は、主に施設で簡単な介助や配膳、掃除など補助的な業務を担う。その分、介護福祉士らが、認知症の人の介護など専門性の高い仕事に専念できるようにする。修了者がキャリアアップのため初任者研修を受ける際には、科目の一部を免除する考えだ。

仕事が大変な割に給与が安いとされる介護の現場は、慢性的に人手が不足。団塊の世代が全て75歳以上になる25年度には、約38万人足りなくなると推計されている。

厚労省は入門研修により、高齢者や女性らが介護労働に参加するハードルを下げ、人手不足の解消を目指す。また、介護現場で働く高齢者にとっては、健康維持や介護予防につながることも期待される。

少しでも手助けに一朝倉でボランティア始動 広島公務員「九州はふるさと、人ごとではない」



産経新聞 2017年7月10日

ボランティアの受け付けをする男性＝10日午前、福岡県朝倉市

記録的な豪雨で、多くの家屋が倒壊や浸水した福岡県朝倉市で10日、土砂などを取り除くボランティア活動が始まり、県内外から続々と人が集まった。

市の社会福祉協議会が受付窓口を設置した朝倉球場には、受け付け開始直後から約30人が列をつくった。参加者らは活動の説明を受けた後、スコップを手に、土砂が流れ込んだ住宅の多い地区に出発した。

同県久留米市の無職上城俊行さん（65）は「少しでも手助けになれば」と話した。大分県出身で、広島県に住む30代の公務員の男性は休みを取って駆けつけたといい、「九州は自分のふるさと。人ごとではない」と語った。

朝倉市宮野で1人暮らしの土井イトさん（83）宅では、5人のボランティアの男性が泥まみれになった家具や畳を外に運び出した。同県春日市に住む次女の杉英子さん（54）は「母がまた、この場所に住めるようにしたい。男手があって助かります」と感謝していた。朝倉市では9日からボランティアの募集をしていたが、同日は雨のため活動できなかった。担当者は「多くの人の力を借りて、少しでも早く復興に向けて進みたい」と話した。

給付金詐取疑い、1億6千万円被害か 運営実態ない障害者支援の事業所 無職男ら3人逮捕

産経新聞 2017年7月10日

福岡県警は10日、障害者福祉の給付金を福岡市からだまし取ったとして、詐欺の疑いで無職、中橋武彦容疑者（42）＝同市中央区＝ら男3人を逮捕した。市は給付金を巡っ

て計約1億6千万円の不正受給が確認されたとして、この3人を含む6人を告訴していた。

逮捕容疑は、障害者の就労を支援する事業所を設立し、運営実態がないのにサービスを提供したように偽装。架空請求を繰り返し、平成27年10月からの1年間で計約3800万円をだまし取るなどした疑い。

救済の高僧「忍性」 - 16日に生誕 800年法要

奈良新聞 2017年7月10日



忍性菩薩利生塔の前で新たに描いた文殊菩薩図像を持つ工藤顕任・般若寺副住職=6日、奈良市般若寺町の同寺イラスト入りトートバックなどの特別記念グッズ

鎌倉時代の高僧・忍性(1217～1303)の生誕800年を記念した法要が、今月16日、奈良市川上町にある忍性が開いたハンセン病患者の保護施設「北山十八間戸」(国史跡)などで営まれる。忍性が深く帰依した文殊菩薩図像の開眼供養のほか、福祉施設への寄付を目的とした特別記念グッズも販売。貧者や病人らの救済に尽くした忍性の心をしのぶ。



忍性は現在の三宅町屏風に生まれ、西大寺の高僧・叡尊に師事。戒律復興や社会事業のほか、社会的弱者の救済にも尽力し現在の社会福祉のさきがけとなった

社説:パワハラ防止 企業は危機感を持って推進を

読売新聞 2017年07月10日

職場でのいじめ・嫌がらせなど、パワーハラスメントに対する社会の目が厳しさを増している。誰もが安心して働ける環境作りは、政府が掲げる「働き方改革」の基本である。

厚生労働省によると、2016年度に全国の労働局などに寄せられた労働相談で、「いじめ・嫌がらせ」は前年度比6・5%増の7万917件に上る。「解雇」などを抑えて5年連続トップだ。

パワハラの認知度が高まり、被害を受けたと感じる人が増えた面もあるが、看過できない状況であることに変わりはない。

厚労省の定義では、職場内での地位や権限などの優位性を背景にして、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為が、パワハラに該当する。

暴行や暴言のほか、不可能な仕事の強制や、簡単過ぎる仕事しかさせないことも含まれる。

昨年の調査では、企業で働く人の3人に1人が、過去3年間にパワハラを経験している。4年前の4人に1人から大幅に増えた。

被害を受けた人の7割超が、怒りや不満、仕事への意欲減退などを訴えた。繰り返し経験した人のうち、4割が不眠に悩まされている。通院や服薬が必要な状況に追い込まれた人も2割に上る。

問題なのは、専用の相談窓口の設置など、防止策を実施している企業が半数にとどまることだ。特に、中小企業で遅れが目立つ。

パワハラは被害者の自信を失わせ、うつ病などの引き金にもなる。休職や退職、最悪の場合は自殺に至る恐れもある。

過労自殺の多くで、背後にパワハラがあったと指摘されている。電通の女性新入社員の

過労自殺でも、上司から「君の残業時間は無駄だ」などと言われたという。

職場全体の雰囲気も悪化させ、生産性低下や人材流出を招きかねない。企業は、危機感を持ってパワハラ排除を推進すべきだ。

業務上の適正な叱責や指導との線引きが難しいのも事実である。政府は、パワハラに当たるかどうかの判断基準を指針などで、より明確に示す必要がある。

パワハラに関する法律上の規定はなく、企業の自主的な取り組みに委ねられている。セクハラなどと同様に、防止措置を法制化することの是非も検討課題だ。

政府は、「働き方改革実行計画」で対策強化を打ち出した。具体化へ向け、厚生労働省の有識者検討会が今年度中に報告書をまとめる見通しだ。実効性のある防止策を練り上げてもらいたい。

社説:がんと生殖医療／患者に子を持つ選択肢を 神戸新聞 2017年7月10日

若いがん患者が治療後に子を持つ可能性をどう残すか。日本癌（がん）治療学会が、具体的な方法を示した初の指針をまとめた。

がんの治療では、抗がん剤の投与や手術などの影響で将来、子を持つてなくなる場合がある。一方、治療前に卵子や精子を凍結保存するなどして生殖能力を残す方法も広がりつつある。

患者の人生に大きな影響を与える問題であるにもかかわらず、不妊のリスクや生殖医療の選択肢が、正しく説明されていない現状がある。

国内では、40歳未満でがんと診断される人は年間2万人に上る。がんの治療医が重要性を認識し、患者に必要な情報を伝えて相談に乗れるよう、指針を浸透させることが大切だ。

指針は、がんの治療を最優先にするよう求めた上で、婦人科系がん、乳がんなど8領域で生殖機能を温存できる手術法などを示した。例えば乳がんの手術では、がん摘出後には抗がん剤を使用すべきだとする。だが、不妊の恐れがあるため、使用開始を通常より最大12週間遅らせ、その間に卵子を凍結保存する方法があると紹介している。

また、できるだけ早期に生殖医療が専門の医師を紹介する必要性も盛り込まれた。患者にとって最適な手法を考えるには、がん治療と生殖医療、それぞれ最新の情報を持つ医師同士の連携が欠かせない。

兵庫でも連携の取り組みが進む。昨年、兵庫医科大病院（西宮市）が窓口となり、関係機関をつなぐ「兵庫県がん・生殖医療ネットワーク」が発足した。がん患者に生殖医療の説明をしたり、患者の希望に合わせた医療機関に橋渡しをしたりする。地域格差を解消するためにも、各地でネットワークを広げていくことが大切だ。

若い世代ががん患者に占める割合は低く、研究が遅れてきた面もある。厚生労働省は、若年患者に関する実態調査や支援体制づくりに乗り出した。卵子凍結などには多額の費用がかかるため、経済的に断念する患者もいる。公的な助成制度の導入も検討すべきだ。

がんは治療すれば終わりではない。患者にはその先に人生がある。治療後を見据えた医療や支援のあり方が問われている。

社説:受精卵ゲノム 社会的合意が欠かせない 西日本新聞 2017年07月10日

遺伝子情報を自在に改変できるゲノム編集技術を、人の受精卵にどこまで適用できるのか。政府の生命倫理専門調査会が研究の基本方針策定に向け、議論を始める。

当面は臨床利用を容認せず、基礎研究に限定したルール作りになるとみられる。

無規制のまま受精卵の改変が行われないように、研究可能な範囲と対象を早急に定めるべきだ。

ゲノム編集とは、文章を編集するように、遺伝子情報を書き換える技術である。遺伝子

の鎖を切断する酵素などを使い、ピンポイントで遺伝子を取り除いたり、別の遺伝子に置き換えたりできる。

5年ほど前、クリスパー法という極めて容易に活用できる新たな技法が開発された。以降、世界各国の大学や研究機関が研究に乗り出し、既に農業や畜産、医療への応用が始まっている。

この技術で受精卵の遺伝子を改変すれば、重篤な遺伝性疾患が子どもに伝わることを防ぐ可能性がある。不妊症のメカニズム解明も期待されるという。

しかし、研究の歴史は浅く、いまだ開発途上の技術である。目的と違う遺伝子を改変してしまう可能性はゼロではない。

受精卵の改変は子孫に引き継がれる。予期せぬ影響が世代を超えて広がる危険性がある。

慎重な倫理的検討も必要だ。生殖によって自然に決まる遺伝子情報を、人の手で変えることがどこまで許されるのか。

将来的には親が望む容姿や能力を持つように遺伝子を書き換える「デザイナーベイビー」の誕生すら夢ではない。無制限に許容できる技術でないことは明らかだ。

基礎研究とはいえ、生命の源に関わる重い問題である。厳格なルールが求められるのは言うまでもない。第三者が研究をチェックする仕組みも検討すべきだろう。

専門調査会は国民へ積極的に最新の情報を伝え、世論の動向も踏まえながら、指針づくりの議論を進めてほしい。

幅広い社会的合意を得ることが、この研究の必須条件である。

社説:若者が投票しやすい仕組みに

日本経済新聞 2017年7月10日

18歳選挙権が実施されて1年になる。教育現場での主権者教育は順調だし、高校生が政治参加することへの世間の違和感はかなり薄れたようだ。他方、進学や就職で引っ越した場合の投票しにくさは相変わらずだ。投票率向上には、投票所に足を運びやすくする仕組みづくりが必要だ。

10代の投票率で特徴的なのは18歳に比べ、19歳の投票率が著しく低いことだ。

日本人は高校卒業まで生まれた地域に住み続けることが多い。18歳有権者は候補者名になじみがあるし、同居する親に投票を促される機会もあるだろう。

他方、19歳になると、出身地を離れ、都会でひとり暮らしする人が増える。住民票を移していなければ、選挙の案内が届かずじまいだったりする。

引っ越したのに住民票をそのまましておくのは褒められたことではない。ただ、地域によっては過疎化の進行を懸念し、親に「住民票を残させておかないと行きっきりになるよ」などと“指導”する事例もあるようだ。

居住地に住民票がないと、投票するのは簡単ではない。以前の居住地の選挙管理委員会に投票用紙の送付を請求し、届いたら現在の居住地の不在者投票所に行く。請求は選挙が公示・告示されてからでないと受け付けてもらえない。不在者投票所はふつうの投票所よりもずっと少ない。

衆院選のように選挙期間が12日間しかない選挙で、以上の作業を期間内に終わろ、と若い有権者に求めるのは、選挙に行くなと言っているようなものだ。

住民票を移動させた場合でも、新住所で投票できるのは3カ月後だ。

4月に進学し、一段落してから住民票を動かしたのでは、7月にあることが多い参院選には間に合わない。国政選の選挙人名簿の書き換えに3カ月もかかる合理的な理由はない。

若者の声が国政に届きにくい現状を放置したままでは、真の民主主義国家とはとても言えまい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

